



芸団協

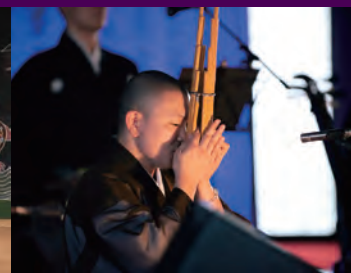


公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

2022年度年次報告

Annual Report 2022

Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations



芸能が 豊かな社会をつくる

Performing Arts to Enrich the Society

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)とは

芸団協は、俳優・歌手・演奏家・舞踊家・演芸家・演出家・舞台監督などのあらゆる実演芸術分野の実演家団体・スタッフ・制作者等の団体を正会員とする社団法人で、1965年に設立され、2012年に公益認定を受けました。

実演に係る著作隣接権者の権利の擁護と、公正円滑な利用の実現のための実演家著作隣接権センター事業を中心に、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実を図るための実演芸術振興事業を一体化して行うことにより、心豊かな社会をつくり、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的としています。

About Geidankyo

Geidankyo, the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, founded in 1965 with member organizations representing actors, singers, musicians, dancers, entertainers, producers, stage directors, staff and creators involved in the performing arts, was officially certified as a public interest incorporated association in 2012.

Geidankyo's main activity is aim at the protection of performers' neighboring rights through its Center for Performers' Rights Administration (CPRA) to ensure fair exploitation of performances, and the promotion on opportunities for creation and enjoyment in the performing arts, with the goals of contributing to the development of culture and the arts in Japan.

目次 Contents

01	ご挨拶 Chairman's Message	10	調査研究・政策提言 Research and Advocacy
02	実演家著作隣接権センター事業 Center for Performers' Rights Administration (CPRA)	11	組織・運営 Organization and Management
07	実演芸術振興事業 Promotion of Performing Arts and Culture		



[芸団協のシンボルマークについて]
1995年に芸団協30周年記念事業のひとつとして、彫刻家・佐藤忠良氏に依頼し制作されたものです。

ご挨拶 Chairman's Message

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長・能楽師(人間国宝)

野村 萬 Nomura Man

Chairman, Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations
Noh-gaku Actor (Living National Treasure)



撮影：武藤奈緒美

コロナ禍によって人々の日常も様々に変化中、実演芸術に携わる私たちの環境を改めて見つめ直す時機があると、重く受け止める一年でありました。この数年間は、分野・ジャンルを越えて多様な団体が連携をし、国に対し、文化芸術の窮状を明らかにし、正しく伝えと共に、人々の鑑賞機会が失われないよう、支援や施策の改善を訴えてまいりました。平時にあっても問題が山積している実演家の活動基盤の脆弱性がさらに浮彫となり、我が国の文化政策の問題として、課題解決に向けた取り組みが文化庁を中心に実施された事は、大きな一歩であると捉えております。

「文化芸術は遊びではなく、人間を育むための重要な要素である」との認識を、政官関係者さらには社会全体に広げていく事は、文化芸術に携わる私共の責務であります。この責務を果たすべく、此度の経験から得た課題をしっかりと受け止め、分野を超えた団体間の繋がりをさらに強固なものとし、文化芸術の発展に向けた持続的な提言活動を行う事の重要性を強く感じております。

実演家著作隣接権センター(CPRA)事業では、権利者4団体の運営体制を基盤に、日々の徴収・分配業務を堅実に進めると共に、デジタル技術の発展による創作・流通・利用等に変化がもたらされる中、時代に即した実演芸術の利用と、実演家の権利の確立につ

In the past year, as people's daily lives were changing in many ways due to the COVID-19 pandemic, I have taken seriously that now is the time to reflect on the environment for those of us engaged in the performing arts. During the past several years, throughout the world of culture and the arts, across genres and fields, organizations have worked together to clarify and accurately convey the plight of culture and the arts and appeal to our government for support and for improvements in policy measures, lest people lose opportunities to appreciate culture and the arts. The vulnerability of the foundation for performers' activities with a host of problem piling up even in normal times was highlighted by the pandemic. The fact that the Agency for Cultural Affairs has played a central role in addressing this issue, which it takes as a matter of Japan's cultural policies, is a major step forward for culture and the arts.

It is our responsibility, as those engaged in culture and the arts, to spread awareness that "Culture and the arts are not just for entertainment; they are critically important for enhancing our humanity," not only among people in the government but throughout society at large. To fulfill this responsibility, I strongly feel the importance of taking on board the challenges we have learned from this experience, of further strengthening the ties among organizations across all fields in the culture and arts sector, and making sustained proposals for the development of culture and the arts to Japanese society.

Of Geidankyo's activities, the Center for Performers' Rights Administration (CPRA) is, with the cooperation of four other rights holders' bodies, working steadily on its on-going collection and distribution tasks related to performers' rights. As the evolution of digital technologies generates changes in creation, distribution, and exploitation, CPRA has continued to

いての働きかけが益々重要となっております。実演芸術振興事業では、豊かな創造活動をしっかりと支える為、芸能花伝舎の安定的な運営と、実演芸術の様々な魅力を伝える多種多様な取り組みを致しました。活動自粛を経て、各事業共、多くの方々にご参加頂いた事には、万感の思いでございます。

また、芸術家の社会保障について、有識者と共に調査研究に着手致しましたが、現代の社会問題として位置付けるべく、文化芸術の置かれている状況を不断にお伝えし、ご理解と共感を頂く事が、何にもまして不可欠であるとの思いを新たに致しております。2022年度末に第2期文化芸術推進基本計画が閣議決定され、文化芸術の担い手に対する施策の必要性が盛り込まれた事は、充実に向けての重要な契機であると受け止めております。

芸団協は、実演芸術の様々な団体で構成される協議会であります。専門性を有する統括団体への期待が高まる中、組織としての存在感を存分に発揮し、芸術活動の基盤整備に向けて歩を進めていかなければなりません。今後も会員団体、権利者団体との緊密な連携のもと、役職員一丸となって取り組む所存でございます。引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

work on the increasingly important issues of promoting the use of performing arts in tune with our age and establishing appropriate protections for performers' rights.

In promoting the performing arts and culture, for firmly supporting enriched creative activities, we have worked to ensure the stable operation of Geino-Kadensha and have undertaken a wide variety of programs to communicate the fascination of the performing arts. We are intensely grateful to the many people who participated in our programs after the voluntary suspension of activities during the pandemic.

We have also initiated, with experts in the field, a research study on social security for artists. We have renewed our belief that it is utterly essential to communicate the situation of culture and the arts to society ceaselessly, to position social security for artists as an issue for contemporary society while gaining widespread understanding and empathy. At the end of fiscal 2022, the Cabinet approved the Second Basic Plan for the Promotion of Culture and the Arts, which includes the need for measures for the bearers of culture and the arts. We see this development as an important opportunity to improve these measures.

Geidankyo is a council composed of a variety of organizations in the performing arts. As expectations for an umbrella organization with specialized expertise rise, we must fully demonstrate our presence as an organization in the field of culture and the arts and move forward to develop a foundation for artistic activities. We will continue to work in close cooperation with all the member organizations and rights holders' bodies, and our Board and Secretariat will continue to work together as one. As we do so, I would like to ask for your continued support and cooperation.

実演家著作隣接権センター(CPRA)事業

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

権利者による公正円滑な運営体制

1993年、実演家著作隣接権センター(CPRA)は実演家の著作隣接権処理業務を適正に行うための専門機関として、芸団協と関係団体の協力により発足しました。芸団協が公益社団法人となった2012年度からは、一般社団法人日本音楽事業者協会(JAME)、一般社団法人日本音楽制作者連盟(FMPJ)、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN(MPN)及び一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)の権利委任団体による「権利者団体会議」(定款40条第3項)、並びに「実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)」(定款40条第2項)を設置して、より一層独立性、権利者性及び透明性の高い運営の維持に努めています。実演の円滑な利用を促進するとともに、実演に係る著作隣接権の擁護を図ることで、創作活動を支え、文化芸術の発展に貢献しています。

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

In 1993, the Center for Performers' Rights Administration (CPRA) was established by Geidankyo as a specialized body for appropriate administration of performers' rights with the cooperation of other concerned organizations. In 2012, when Geidankyo became a public interest incorporated association, Rights Holder Members Committee and the CPRA Exective Committee was formed of such right holder societies as the Japan Association of Music Enterprises (JAME), the Federation of Music Producers Japan (FMPJ), Music People's Nest (MPN) and Performers' Rights Entrustment (PRE) for administrating performers' rights independently, transparently and on rightsholders own initiative. CPRA is supporting creative activities and contributing to the development of culture and art by promoting smooth use of performances and protecting performers' rights.

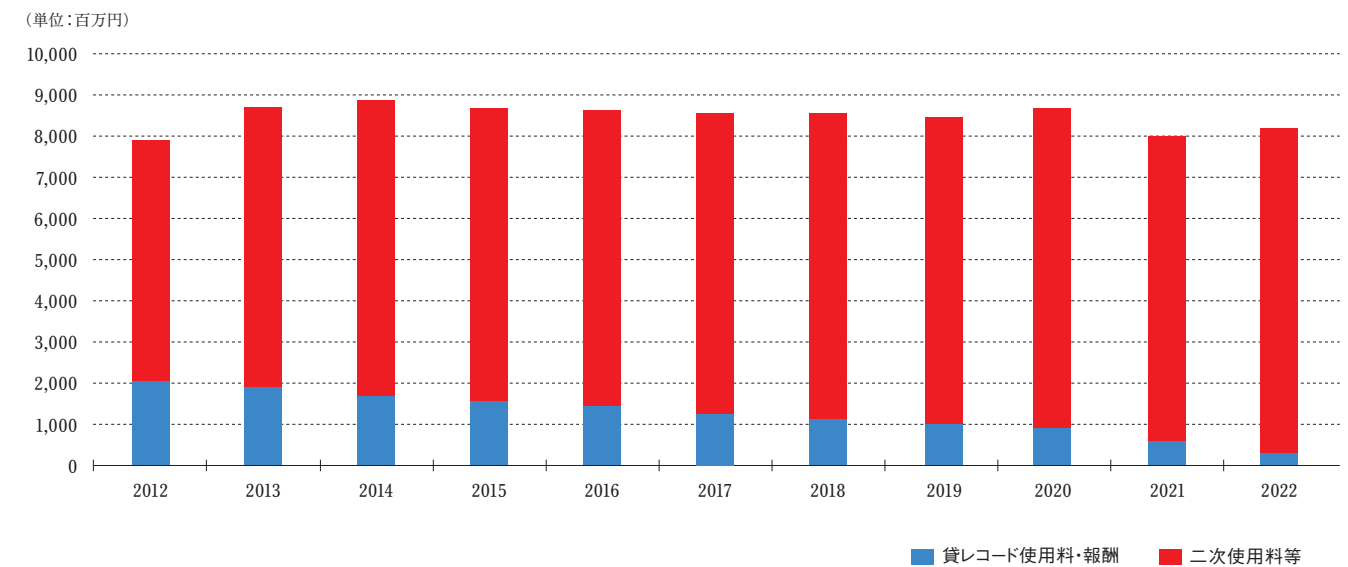
徴収業務

CPRAでは、地上放送、有線音楽放送、有線放送、衛星放送及びコミュニティFM放送などを行う1,000を超える放送局から二次使用料等(商業用レコード二次使用料、録音使用料、送信可能化使用料)、並びに国内においてCDレンタルを行う事業者から貸レ

コード使用料・報酬を徴収しています。また、放送番組のインターネット配信が広がりを見せる中、商業用レコードの利用促進に資するため集中管理体制を拡充するなど、状況の変化に対応し、適切な対価を徴収すべく努めています。

《徴収額の推移》

※当該年度決算額に基づき作成



CPRAの権利処理業務

著作権法上、音楽CDなど商業用レコードに録音されている歌唱や演奏などについて、実演家は著作隣接権を有します。しかし、実演家や権利者が自らその実演の利用実態を把握し、あるいは利用者が利用したい実演の権利者を探し出すには大変な労力がかかります。CPRAは実演家、権利者に代わって著作隣接権を集中管理することで、権利を保護するとともに、利用の円滑化に貢献しています。

CPRAは、商業用レコードを放送や有線放送で使用する際に放

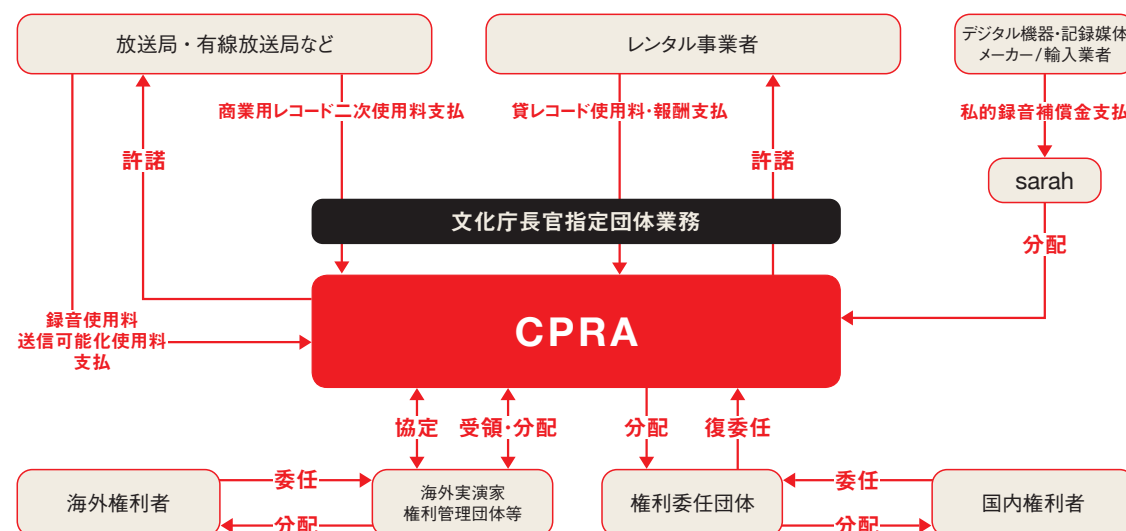
送局等が支払う必要のある商業用レコード二次使用料と、商業用レコードを貸与する際にCDレンタル事業者が実演家に支払う必要のある貸レコード報酬を実演家等に代わって受け取る団体として、文化庁長官に指定されています。また、放送番組に使用された商業用レコードに録音されている実演の送信可能化等について、著作権等管理事業者として、集中管理を行っています。さらに、一般社団法人私的録音録画補償金管理協会(sarah)が徴収した私的録音補償金のうち、実演家分を受領し、分配しています。

2022年度を振り返って

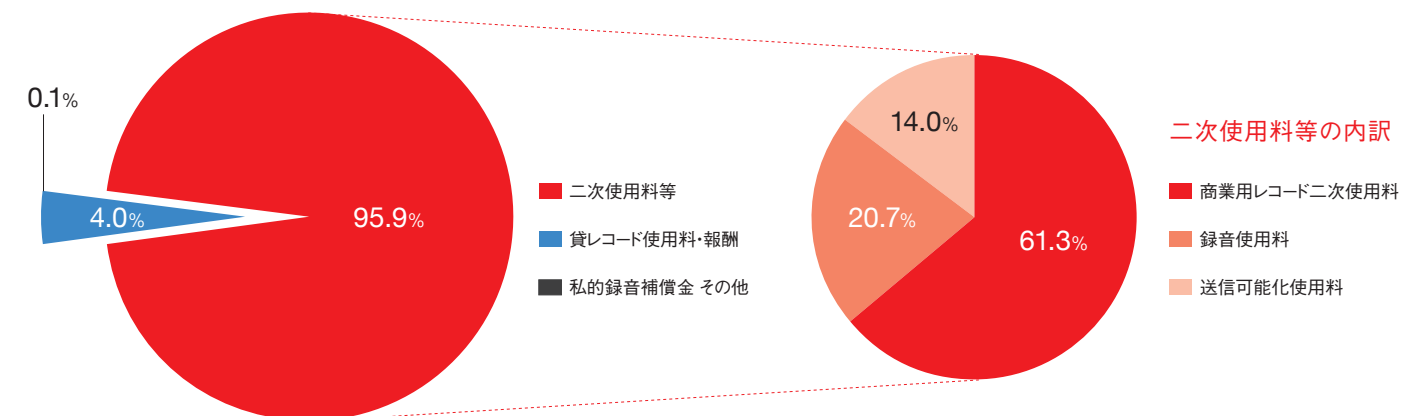
二次使用料等の徴収額は、2021年度実績を上回りました。これは、使用料算定基礎となる前年度の放送広告収入が、コロナ禍により大幅に落ち込んだ一昨年前に比べ、オリンピック開催等で回復した影響によるものです。放送番組のインターネット配信においても、テレビ番組の見逃し配信を中心に視聴拡大が続いています。放送事業者等との協議においては、減額を要請する事業者に対し

て毅然とした姿勢で主張を続け譲歩を引き出すなど、コロナ禍で厳しい状況にあった実演家側を保護するよう努めました。貸レコード使用料・報酬の徴収額は、CDレンタル市場の縮小等により半減しました。その他、私的録音補償金の受領額は僅かなものとなっております。

《権利処理業務の流れ》



《2022年度徴収額の内訳》 徴収総額: 約81億1466万円

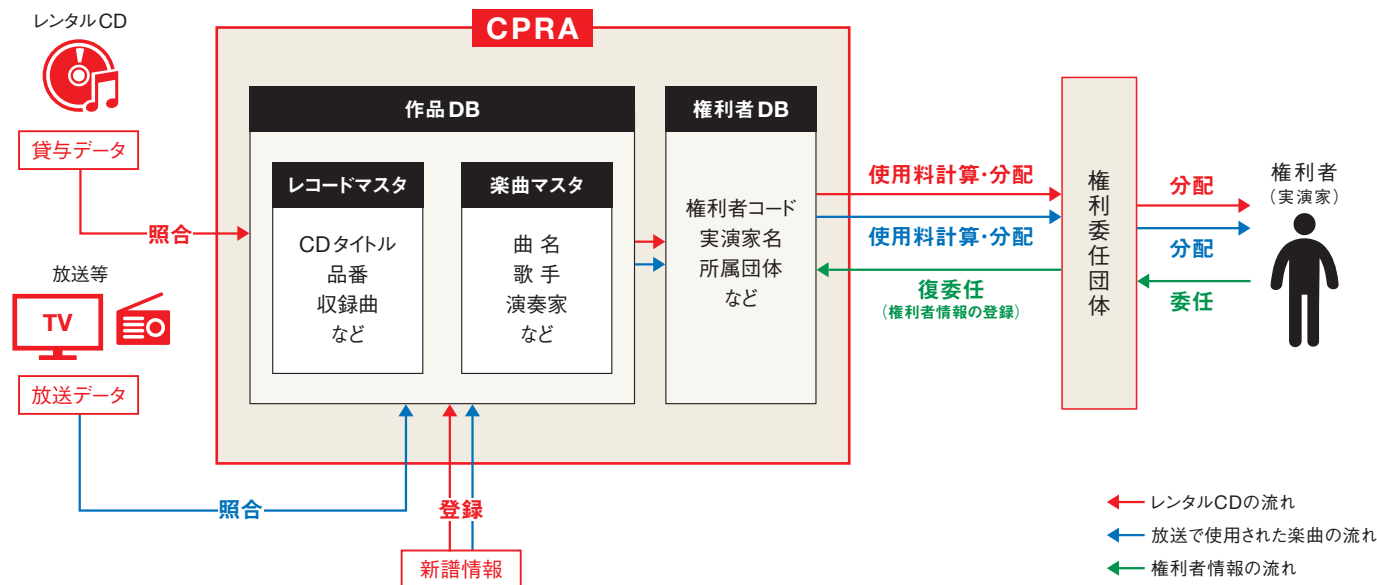


分配業務

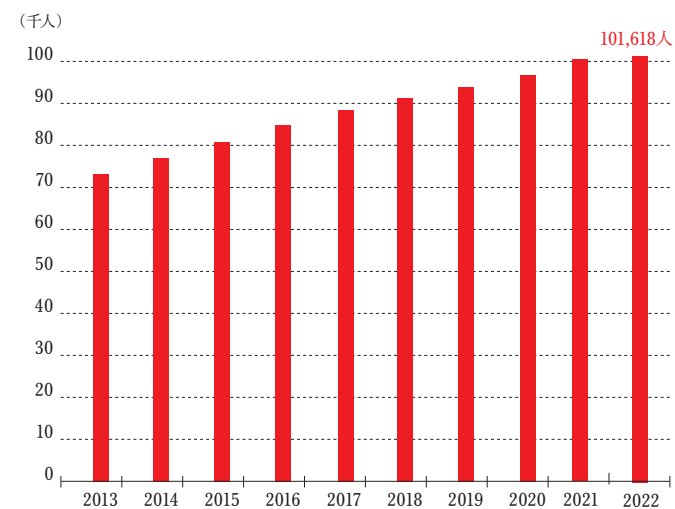
商業用レコード二次使用料や貸レコード使用料・報酬は、利用者から使用楽曲の報告を受け、それに基づき、権利者に分配しています。しかし、使用楽曲の報告を受けてから、その権利者を調べたのでは、分配までに時間がかかってしまいます。そのため、CPRAでは音楽作品に関するデータベースと、権利委任団体を通じて復委

任された権利者に関するデータベースを構築しています。これらのデータベースと、利用者から報告を受けた使用楽曲を照合することで、分配対象となる権利者を特定しています。効率的な分配を推進することにより、より多くの権利者に使用料等を分配できるよう努めています。

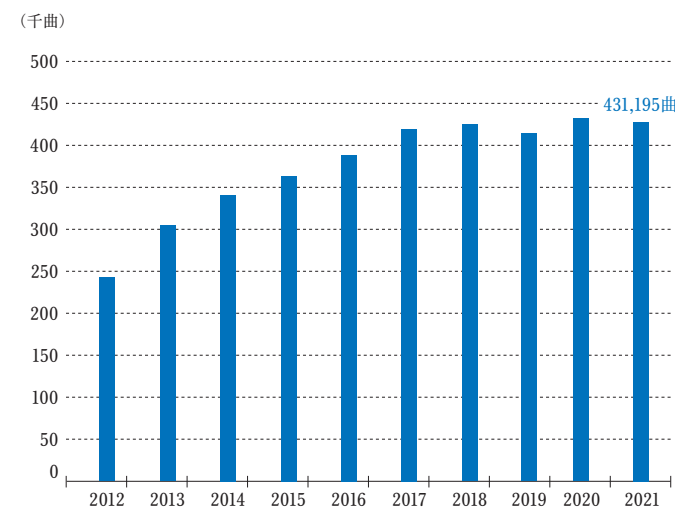
《分配業務の流れ》



《委任者数の推移》



《商業用レコード二次使用料 分配対象楽曲数の推移(邦盤)》



2022年度を振り返って

国内分配は、2021年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、例年のスケジュール通り、管理委託契約約款及び分配規程に基づき適正に分配を実施することができました(総額約68億5000万円)。

また、分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・作品DB等の拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めました。

2020年度末に発生した商業用レコード二次使用料海外徴収分の誤分配で過払いとなった権利者に対する返金請求業務を前年度より継続して行い、2022年度末までに約82%の回収が完了しました。

海外業務

実演家の著作隣接権等は、世界の国々が加盟する条約により、国際的な保護の枠組みが整備されています。この枠組みの中で、海外実演家の権利が日本国内で保護されるとともに、日本の実演家の権利が海外で保護されることになります。そして、この仕組みを実務的に機能させるため、各国の実演家権利管理団体は協定を締結

し、それぞれの国で徴収した使用料・報酬等のうち相手国の委任者分を相互に送金しています。

CPRAは、1998年以降、実演家権利管理団体の国際組織であるSCAPRの正会員として、海外の実演家権利管理団体と積極的に協定を結び、実演家の権利の国際的な保護に取り組んでいます。



協定締結国一覧 (2023年3月31日現在)

- | | | | |
|---------|---------|---------|--------|
| ・アイルランド | ・韓国 | ・チェコ | ・ポーランド |
| ・アメリカ | ・キプロス | ・デンマーク | ・南アフリカ |
| ・イギリス | ・ギリシャ | ・ドイツ | ・メキシコ |
| ・イタリア | ・クロアチア | ・フィリピン | ・モルドバ |
| ・インド | ・ジョージア | ・フィンランド | ・リトアニア |
| ・ウクライナ | ・スウェーデン | ・ブラジル | ・ルーマニア |
| ・エストニア | ・スペイン | ・フランス | ・ロシア |
| ・オランダ | ・スロバキア | ・ブルガリア | |
| ・カザフスタン | ・スロベニア | ・ベルギー | |
| ・カナダ | ・セルビア | ・ポルトガル | |

2022年度を振り返って

2022年度は28団体から約5900万円の徴収を行い、37団体に約3億600万円及び42エージェン트에約1億3500万円の分配を行いました。

また、ロシアのウクライナ侵略を受けて、芸団協CPRAは独自にウクライナ難民支援プロジェクトを実施しているポーランドの団体STOARTに対して1万ユーロの支援金を送りました。

法制広報業務

情報社会において実演の利用が多様化する中、実演家の権利が適切に守られるよう、CPRAでは国内外の動向を常に調査研究し、様々な場で実演家・権利者を代表して意見表明をしています。また、実演家の権利が適切に守られるためには、多くの人々が実演

の価値や権利保護について正しく理解し、さらに支持する土壌を醸成することが必要です。そのため、CPRAではウェブサイトや発行物を通じて、積極的な広報活動を行っています。

2022年度を振り返って

著作権・著作隣接権制度の普及啓発

国内外の関係機関などに参加協力し、講師派遣等を行うとともに、学会など学際的な場を通じてネットワーク形成に努めました。

ウェブサイトの運営

CPRAの業務概要や、実演家の権利等に関する国内外の最新動向等について、SNSも活用しながら分かりやすい情報発信に努めました。

『CPRA news Review』の発行

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため、ウェブサイトに掲載した中からじっくりと読んでほしい記事を取り上げた『CPRA news Review』を2回発行しました。



権利者4団体による運営

2012年度より、一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)、一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN(MPN)及び一般社団法人映像実演

権利者合同機構(PRE)の権利者4団体による権利者団体会議、並びに実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)を設置し、より一層独立性と専門性の高い運営の維持に努めています。

一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)

1963年に音楽プロダクションを営む事業者が音楽事業及び関連事業の向上並びに近代化を図る目的で設立。1980年、通商産業大臣から社団法人の設立許可を受けました(2012年4月、一般社団法人に移行)。音楽芸能事業及び周辺事業に関する調査・研究、研修会・セミナー等の開催のほか、知的財産権の維持、管理及び保全等を行うとともに、内外関係機関等との交流等の諸事業、地球環境保全活動、災害救援活動等の社会貢献事業を積極的に行っています。



一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)

1986年設立。1989年9月、文化庁長官から社団法人の設立許可を受けました(2010年12月、法人名を音楽制作者連盟から日本音楽制作者連盟に変更するとともに、一般社団法人に移行)。いわゆるJ-POP系アーティストが所属する音楽プロダクションで主に構成され、実演家及び音楽制作者の権利の擁護並びにプロダクションのビジネスモデル研究・支援、セミナー・研修会の開催、災害支援活動及び社会貢献活動等を積極的に行っています。



一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN(MPN)

1999年、音楽家関連の6団体(パブリック・イン・サード会、日本音楽家ユニオン、特定非営利活動法人レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエーション・オブ・ジャパン、一般社団法人日本作編曲家協会、一般社団法人日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ、公益社団法人日本演奏連盟)に加盟する音楽家が集まって「Music People's Nest」の名の下に設立した権利処理合同機構です。2012年6月には法人格を取得して、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNとなりました。音楽家の著作隣接権等に関する権利行使をサポートするほか、実演家全体の権利拡充のため、様々な活動を行っています。



一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)

映像実演に関する実演家団体・事業者団体により2001年設立。2005年に有限責任中間法人の法人格を取得し、2009年には一般社団法人へ移行しました。実演家の権利の保護と発展向上、及び適正な権利処理の遂行を目的とし、実演家・事務所・権利継承者から委任を受けて放送番組二次使用料等の徴収や分配を行っているほか、実演家の権利や映像実演の利用と流通に関する普及・啓蒙のため『季刊PRE』の発行、セミナー・シンポジウムの開催など、様々な事業を実施しています。



実演芸術振興事業

Promotion of Performing Arts and Culture

芸能の力を社会の力とするために

演劇・音楽・舞踊・演芸など実演芸術の魅力や価値を、より多くの人々に知っていただけるように、そして実演芸術における創造・継承・発展のサイクルを豊かに循環させていくために、芸団協では実演芸術振興委員会のもと、様々な事業を展開しています。また、実演芸術の振興に関わる調査研究から、政府や東京都、新宿区その他の公的機関への政策提言や情報発信を行い、ともに連携して実演芸術が幅広く享受される仕組みづくりのために働きかけています。法人創立40周年事業として、新宿区の旧校舎を借り受けて2005年に始動した「芸能花伝舎」は、いまや年間10万人超の人々が訪れる施設です。実演芸術創造のための稽古場として、そして芸能の鑑賞・体験の機会を提供する場として、幅広く活用されている実績が高く評価されています。開場10周年の大規模な改修工事を経て2015年にリニューアルし、地域に根付いた芸能文化の拠点、創造活動を支える場として、さらなる発展を目指します。

Believing in the Power of Performing Arts to Empower Society

Geidankyo provides a wide variety of activities to promote the performing arts and culture. Its projects aim to create more and more opportunities for people to enjoy drama, music, dance, Engei-vaudeville and other performing arts, and to create a virtuous cycle of creation, succession and development for all of the performing arts. Its activities range from research related to performing arts promotion to proposals presented to the governments of both national and local authorities such as Tokyo and Shinjuku Ward so that people can enjoy a wide range of opportunities in a variety of performing arts. In 2005, as a 40th anniversary commemorative activity, Geidankyo borrowed a closed elementary school from Shinjuku Ward and named it Geino-Kadensha. In the past decade, over 100,000 people per year have used the facility. Its functions as a facility used for a wide range of activities, both as a venue for rehearsals and training in the performing arts and a space providing opportunities for people to enjoy and appreciate those arts have been highly praised. With the renewal of the facility in 2015, ten years after its opening, after the extensive renovations, Geidankyo is working towards the further development of Geino-Kadensha as a center for the arts and culture rooted in the local community and as a venue supporting creative activities.

実演芸術の魅力をお届け

伝統文化体験機会の充実のために

伝統文化の魅力をわかりやすく伝えるため、レクチャー、体験、鑑賞をセットにした「大人のための伝統文化・芸能体験事業」を実施しました。定員を大幅に超える応募があり、多くの参加者が生け花、三味線、日本舞踊等に親しみました。

東京都、東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京、芸団協共同主催



大人のための伝統文化・芸能体験

コロナ禍からの文化芸術活動の再興に向けて

地域の文化芸術関係者が連携して、コロナ禍からの文化芸術の再興を後押しする全国事業「JAPAN LIVE YELL project」を実施。2022年度は体験機会の回復と需要の喚起とともに、各地域における地域課題に対して地域内外の関係者が連携して解決に向けて取り組むことを目指し、全国24都道府県で展開したほか、フォトブックやPR動画を制作しました。文化庁事業



JAPAN LIVE YELL project (滋賀県)



JAPAN LIVE YELL project (フォトブック)



JAPAN LIVE YELL project (岩手県)

次代を育てる

伝統芸能の心を子どもたちに

数か月にわたり日本の伝統芸能を本格的にお稽古し、ひのき舞台で発表する「キッズ伝統芸能体験」を実施。正会員団体等の協力のもと、能楽(謡・仕舞/狂言)、長唄(三味線/囃子)、三曲(箏曲/尺八)、日本舞踊の4分野に約200名の小・中・高校生が参加しました。東京都内7か所の稽古場で、計15コースを開催。稽古中は感染症対策にしっかりと取り組みつつ、発表会では3年ぶりにマスクを外して舞台上立ち、一般観覧も再開しました。

東京都、東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京、芸協共同主催



学校で実演芸術にふれる機会を

東京都内(島しょ含む)の小・中・高等学校・特別支援学校等、計61校に実演家を派遣し、能楽や落語などの伝統芸能や、江戸の伝統工芸などの日本文化の体験機会を提供する「子供のための伝統文化・芸能体験事業」を実施しました。一部ではオンライン授業にも取り組みました。

東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京、芸協共同主催

また、新宿区の区立小学校29校に実演家を派遣し、日本舞踊、狂言、和妻、落語の体験・鑑賞の機会を提供する「伝統文化理解教育」を実施しました。 新宿区教育委員会事業



子供のための伝統文化・芸能体験事業

地域文化倶楽部のモデル事業

子どもたちが放課後に芸能花伝舎に集い、日本舞踊、長唄(三味線)、落語のお稽古や、伝統芸能に関する講座(座学)等を継続的に体験する「芸能花伝舎クラブ」を実施しました。2021年度から継続する1期生と、2022年度からの2期生の2クラスを開講し、小学4年生~中学3年生の計32名が参加しました。



情報発信

まちの魅力を発信する

劇場、映画館、ギャラリーなどの様々な文化拠点が集積する日比谷・銀座・築地エリアの魅力を国内外へ発信する東京アート&ライブシティ構想実行委員会に参加。多様な団体・企業らと連携し、多言語対応のウェブサイトの運営、公演やイベントの企画・制作等を行いました。



東京アート&ライブシティ

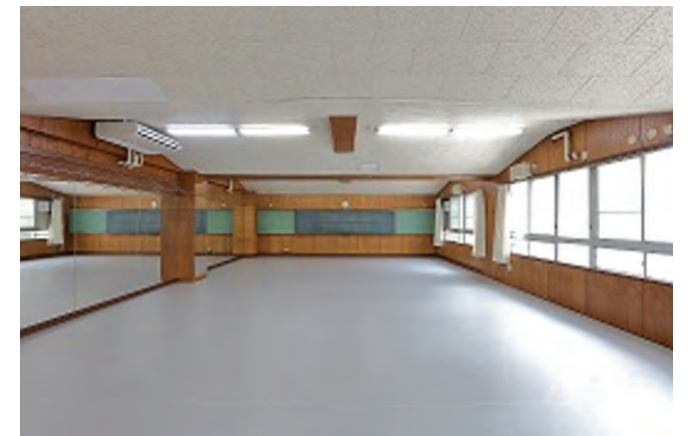
新宿区文化月間(10~11月)に区内で開催される文化関連事業の情報を集約し、ガイドブック作成、ウェブサイト等での発信を行いました。また、新宿フィールドミュージアム協議会を運営し、130団体(2023年3月時点)との連携のもと、主催事業を実施しました。 新宿区事業



新宿フィールドミュージアム

芸能花伝舎の運営

芸能花伝舎にある11の創造スペースは、稽古、ワークショップ、研修、会議、撮影、イベント等、芸能文化に関わる創造活動の場として、全国から多くの人々が訪れています。なお、コロナ禍では感染症予防対策として、清掃・消毒のほか、利用人数の制限等を行いました。撮影利用についても利用受付を一時停止していましたが、小規模の利用から再開を試みました。



《2022年度利用実績》

創造スペース利用率	
体育館	98.7%
稽古場・C棟(2室)	77.9%
稽古場(6室)	81.5%
会議室(2室)	57.7%
平均	78.7%
利用申込み件数	1,217件
利用人数(延べ)	96,502名

撮影利用件数	
TV	1件
映画	1件
CM・広告	1件
DVD・VIDEO	0件
新聞・雑誌・写真集	1件
その他	3件
計	7件

調査研究・政策提言

Research and Advocacy

実演家がその技能、能力を十分に発揮し、安心して安全に活動を続けていくことができるよう、芸団協では諸問題の現状把握と解決に向けて様々な調査研究を行っています。また、実演家の権利を拡充し、実演家を取り巻く環境を改善していくために、関係団体と連携して政策提言を行うとともに、積極的な広報活動を行っています。

Geidankyo implements research on grasping the current situation and solving various issues in the field of performing arts. Also, to enhance the performers' rights and to improve the environment of performers, it advocates cultural policy in collaboration with relevant organizations and carries out positive public relations activities.

実演芸術を取り巻く環境を整えていくために

芸術家の社会保障等に関する研究

実演家等の文化芸術の担い手たちは、コロナ禍等の未曾有の事態のみならず、平時から不安定な活動基盤に置かれています。芸団協では長年の間、実演家等に対する公的な社会保障の拡充を求めて、調査や政府への働きかけを行ってきましたが、このコロナ禍で顕在化した芸術家の置かれている状況を社会課題として捉え、日本における制度のあり方を研究すべく、「芸術家の社会保障等に関する研究会」を立ち上げました。ドイツ、フランス、韓国の実演家を含む芸術家のための社会保障制度について、日本との比較をふまえて理解を深めました。



芸術家の社会保障に関する研究報告書

適正な契約関係の構築に向けて

文化庁が2022年7月に公表した契約書のひな型や解説等を含んだ「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」を受けて、個人で活動する実演家等及び発注者が適正な関係構築のために必要な知識を身に付けられるよう、「芸術家等実務研修会」事業を実施しました。ジャンルごとの実態把握に努め、契約や実演家の権利についての研修会を実施したほか、所属や出演依頼の際の取り決め項目を整理したテキスト等の教材開発を行いました。文化庁事業



教材テキスト

著作権制度等の改善に向けた議論への参加

関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に委員を派遣しました。また、実演家を代表して、著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に参加し、DX(デジタルトランスフォーメーション)時代に対応した著作権制度・政策のあり方や、ブルーレイディスクレコーダーを私的録音録画補償金制度の対象機器として新たに指定する「著作権法施行令の一部を改正する政令案」について意見を提出しました。

劇場等演出空間運用基準協議会の運営協力

劇場等演出空間運用基準協議会(略称「基準協」、構成16団体)の運営に協力し、ガイドライン及び舞台技術の共通基盤形成のための教材の普及を行いました。

文化芸術を政策の基盤に

文化芸術推進フォーラムとの連携

野村萬会長が議長を務める文化芸術推進フォーラムの構成団体として、超党派の文化芸術振興議員連盟(会長・塩谷立衆議院議員[自由民主党])と連携し、文化芸術基本法の理念の浸透、啓発を図りました。コロナ禍を乗り越え、さらなる発展に向けて、芸団協は実演芸術分野の現状把握に努め、文化芸術振興のための要望・政策提言などの活動に積極的に協力しました。



鯉淵文部科学大臣政務官へ令和5年度予算の要望(2022年8月)

組織・運営

Organization and Management

定款(抜粋)

第3条[目的] この法人は、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実により心豊かな社会をつくるため、実演芸術活動の推進と実演の円滑な利用を促進するとともに、実演家の地位の向上と実演に係る著作隣接権者の権利の擁護を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

第4条[事業] この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 実演家の著作隣接権の処理に関する業務
- (2) 実演家に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め、徴収及び分配
- (3) 実演家に係る商業用レコードの貸与の許諾に係る使用料及

び貸与に係る報酬に関する権利行使の受任、額の取り決め、徴収及び分配

- (4) 私的録音録画に係る指定管理団体が行う実演家に係る私的録音録画補償金の分配に関する業務
- (5) 実演芸術の担い手に関する技能、技術向上のための事業
- (6) 実演芸術の伝承、創造、公演、普及を促進し、その価値を向上し発展するための事業
- (7) 事業実施に必要な施設の設置・運営
- (8) 実演芸術及び実演に係る著作隣接権に関する内外諸問題の総合的調査と研究及び提言
- (9) その他目的の達成のために必要な事業

◎2022年度会計

《経常収益》

(単位:円)

科目	金額
特定資産運用益	2,757
受取入会金・会費	10,140,000
事業収益	
著作隣接権事業収益	8,114,664,795
実演芸術振興事業収益	402,943,604
受取補助金	750,000,000
受取助成金	20,600,000
受取寄附金	715,898
雑収益	4,476,795
合計	9,303,543,849

《経常費用》

(単位:円)

科目	金額
事業費	9,203,488,133
管理費	107,272,955
合計	9,310,761,088

《当期経常増減額》

(単位:円)

△ 7,217,239

◎役員一覧(2023年3月31日現在)

会長	野村 萬	権利者団体会議	議長	瀧藤雅朝(一般社団法人日本音楽事業者協会会長)	委員	野村達矢(一般社団法人日本音楽制作者連盟理事長)	委員	権名和夫(一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN理事長)	委員	小野伸一(一般社団法人映像実演権利者合同機構代表理事)	実演芸術振興委員会	委員長	尾上墨雪	副委員長	桑原 浩	委員	田澤祐一	委員	高橋弘之	委員	高橋弘之	委員	松木哲志	委員	金井文幸	委員	吉住小三郎	委員	観世喜正
常務理事	金井文幸 権名和夫 福島明夫	増山 周 松武秀樹	理事	安部次郎 猪崎弥生 板垣一誠 小野伸一 尾上墨雪 小山久美 菊地哲榮 桑原 浩	理事	崎元 讓 三笑亭夢太郎 塩田秀夫 高村 宏 野田秀樹 丸山ひでみ 吉住小三郎	監事	金山茂人 大和 滋	龍村 全	実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)	委員長	崎元 讓	副委員長	金井文幸	委員	相澤正久	委員	池田正義 板垣一誠 坂内光夫 権名和夫	委員	中井秀範 塩田秀夫 千村良二 中道秀夫 松武秀樹 丸山ひでみ									

◎2022年度寄付

2022年度、以下の方々よりご支援をいただきました。寄付の種類等は、芸団協ウェブサイトをご覧ください。お電話にてお問い合わせください。

●サポート会員*（敬称略）

【団体】

公益財団法人縮盛財団
一般社団法人コンサートプロモーターズ協会
学校法人東成学園・昭和音楽大学
公益財団法人新国立劇場運営財団
株式会社TBSテレビ
びあ株式会社
株式会社BBI花座

【個人】

安部富士男 鈴木公夫 丸山秀美
今村草玉 トレウバエフ美奈 吉峯裕毅
崎元 譲 田北志のぶ

*サポート会員制度：毎年度、定額を継続的にご支援いただく制度

●寄付者（敬称略）

【団体】

株式会社エス・シー・アライアンス
安与商事株式会社 京懐石 柿傳
株式会社共栄会保険代行
一般社団法人全日本児童舞踊協会
株式会社二期会21
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
株式会社ミュージックエアポート
ほか非公開1団体

【個人】

伊藤裕夫 金丸敏明 竹田英明
池田 広 崎元 譲 山彦千子
大沢 直 竹下孝道 ほか非公開3名

●寄付型自動販売機の設置*

玉川大学芸術学部(株式会社伊藤園)
梨木バレエスタジオ(株式会社八洋)

*寄付型自動販売機：
自動販売機の売上の一部を寄付金としていただく仕組み

いただいたご支援は、花伝舎プロジェクト（芸能花伝舎における稽古場の維持、設備の充実）、子ども未来プロジェクト（子どものための芸能体験プログラムの充実）及び調査研究・政策提言事業に役立たせていただきます。

◎正会員団体・賛助会員団体（2023年3月31日現在）

【演劇部門】

一般社団法人JAPAN ACTION GUILD
一般社団法人全国専門人形劇団協議会
名古屋放送芸能家協議会
一般社団法人日本映画俳優協会
一般社団法人日本演出者協会
一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会
公益社団法人日本劇団協議会
日本児童・青少年演劇劇団協同組合
日本新劇製作者協会
日本新劇俳優協会
日本人形劇人協会
公益社団法人日本俳優協会
協同組合日本俳優連合
一般社団法人日本モデルエージェンシー協会
一般社団法人人形浄瑠璃文楽座
公益社団法人能楽協会

【邦楽部門】

一般社団法人大阪三曲協会
一般社団法人関西常磐津協会
一般社団法人義太夫協会
清元協会
一般財団法人古曲会
新内協会
特定非営利活動法人筑前琵琶連合会
公益社団法人当道音楽会
常磐津協会
一般社団法人長唄協会
名古屋邦楽協会
公益社団法人日本小唄連盟
公益社団法人日本三曲協会
日本琵琶楽協会

【洋楽部門】

一般社団法人JDDA
（Japan Dance Music & DJ Association）
一般社団法人日本音楽制作者連盟
公益社団法人日本演奏連盟
公益社団法人日本オーケストラ連盟
日本音楽家ユニオン
一般社団法人日本歌手協会
一般社団法人日本作編曲家協会
一般社団法人
日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ
特定非営利活動法人日本青少年音楽芸能協会
特定非営利活動法人日本レコーディングエンジニア協会
パブリック・イン・サード会
特定非営利活動法人
レコーディング・ミュージシャンズ・
アソシエーション・オブ・ジャパン

【舞踊部門】

一般社団法人現代舞踊協会
一般社団法人全日本児童舞踊協会
一般社団法人日本ジャズダンス芸術協会
公益社団法人日本バレエ協会
一般社団法人日本バレエ団連盟
公益社団法人日本舞踊協会
一般社団法人日本フラメンコ協会
一般社団法人日本ベリーダンス連盟

【演芸部門】

公益社団法人上方落語協会
関西演芸協会
一般社団法人関西芸能親和会
講談協会

太神楽曲芸協会
一般社団法人東京演芸協会
公益社団法人日本奇術協会
日本可会芸能協会
一般社団法人日本浪曲協会
一般社団法人ボーイズ・バラエティー協会
一般社団法人漫才協会
一般社団法人落語協会
公益社団法人落語芸術協会
公益社団法人浪曲親友協会

【その他の部門】

沖縄芸能実演家の会
一般社団法人沖縄県芸能関連協議会
公益社団法人日本照明家協会
公益社団法人日本舞台音響家協会
一般社団法人日本舞台監督協会
日本民俗芸能協会

（計70団体）

【賛助会員】

愛知県舞台運営事業協同組合
一般社団法人映像実演権利者合同機構
一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN
全国舞台テレビ照明事業協同組合
東京芸能人国民健康保険組合
一般社団法人日本音楽事業者協会
日本舞台音響事業協同組合

（計7団体）

芸団協ウェブサイトでは、団体情報や沿革のほか、これまでの調査研究・政策提言活動、各事業の最新情報等を随時更新しています。

迅速に分かりやすくお伝えしてまいりますので、ぜひご覧ください。



公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
www.geidankyo.or.jp



オペラシティ事務所／実演家著作隣接権センター（CPRA）

徴収業務部・分配業務部・海外業務部・法制広報部・経理部・総務部
著作隣接権総合研究所

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階
Tel: 03-5353-6600 Fax: 03-5353-6614



芸能花伝舎事務所 実演芸術振興部

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎
Tel: 03-5909-3060 Fax: 03-5909-3061
創造スペース受付 Tel: 03-5909-3066

写真提供

【表紙】

[右から1列上から1番目] 松竹株式会社

[右から2列上から2番目] 東京バレエ団「上野水音オン・ステージ」より「ボレロ」/
撮影: Shoko Matsuhashi

[右から2列上から3番目] 東京シティ・バレエ団「トリプル・ビル2023」より「L'heure bleue」/
撮影: 鹿摩隆司

[右から2列上から4番目] 国立劇場おきなわ

[右から2列上から5番目] 一般社団法人現代舞踊協会「Choreographer's concert vol.2」より「CROSS～存在する2人～」/撮影: 池上直哉

[右から3列上から1番目] 国立劇場

[右から3列上から4番目] 公益社団法人日本劇団協議会「黒い湖のほとり」/撮影: 宮川舞子

[右から4列上から1番目] 一般社団法人現代舞踊協会「江口隆哉 河上鈴子メモリアル・フェスタ vol. II」より「黄泉からの伝言」/撮影: スタッフ・テス株式会社（根本浩太郎）

[右から4列上から3番目] 公益社団法人能楽協会

【裏表紙】

[左から1列上から3番目] 国立劇場

[左から1列上から6番目] 一般社団法人現代舞踊協会「Creative space2022」より「流転」/撮影: 岩戸洋一

[左から2列上から2番目] 牧阿佐美バレエ団「ドン・キホーテ」/撮影: 鹿摩隆司

[左から2列上から3番目] 公益社団法人日本劇団協議会「神、灯、斉藤」/撮影: 宿谷 誠

[左から3列上から3番目] 一般社団法人現代舞踊協会「家路」/撮影: スタッフ・テス株式会社（上野能孝）

